



防地地（防）第60号
令和2年 2月12日

鹿児島県西之表市長
八板 俊輔 殿

防衛大臣 河野 太郎



馬毛島に関する質問について（回答）

質問書（令和2年1月16日）により照会された標記について、別紙のとおり
回答します。

添付書類：別紙

- 1 森林法に基づく許可申請及び届出の範囲を超える開発及び伐採を不問に付すかのような土地購入のあり方について

前地権者は、伐採届、林地開発申請を繰り返し、結果、土地の形質は変わり巨大な十字形の路面を造成しました。豊かな自然は大きく損なわれました。

本市や鹿児島県は、これまで法令に基づく現地調査を申し入れてきましたが調査のための入島は困難を極めています。一方で防衛省は昨年、現地調査を行ったものと理解しています。

前地権者は県の聴聞会で、法が禁じる樹木の抜根を認めています。また、「鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件における裁定」の中では、「許可申請及び届出の範囲を超える開発及び伐採をしているものと認められる」と違法性を指摘しています。

行政としては、このような事実を看過するわけにはいきません。

現況下での買収行為については、許可申請及び届出の範囲を超える開発及び伐採を不問にし、容認するものと捉えられます。森林法に基づく原状回復命令も想定され、買収価格の根拠となった不動産鑑定との齟齬が生じる可能性もあると考えます。これらについての見解を伺います。

1. 防衛省において把握している限りでは、前地権者による開発行為に対して、森林法に違反していることを理由として何らかの処分が行われたとは承知していません。
2. また、公害等調整委員会の裁定書についても、前地権者による開発行為の違法性そのものを判断しているものとは承知していません。
3. したがって、今回の土地の取得によって、防衛省が、前地権者による違法な開発行為を容認しているといった御指摘には当たらないものと考えています。
4. その上で付言すれば、国が取得した土地にある森林は、林地開発許可制度等の対象外となり、原状回復義務が生じることはないと認識しています。
5. いずれにせよ、馬毛島における施設整備に当たっては、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うため、環境影響評価を実施するなど、関係法令等に基づき、適切に対応してまいります。
6. また、今後、西之表市等の関係機関が、前地権者が行った開発行為に関して、何らかの対応をとる場合には、土地の現所有者としての立場から協力してまいります。

2 土地価格の算定について

報道等によると、馬毛島の土地の大半が当時の開発会社へ払い下げられた時から、今回の防衛省による買収に至るまで、著しい土地価格の変動があったと思われます。本市の土地評価への影響も見込まれますので、根拠や算定方法について明らかにしていただきたいと思います。

1. 土地の取得額の積算根拠等については、土地の取得に向けた手続きが今もなお継続中であり、手続きの進捗状況等を踏まえ、適切な段階で御説明する考えです。

3 自然・歴史・文化の保護・継承について

馬毛島には、ソテツ自生群（西之表市指定記念物）、椎ノ木遺跡、葉山王籠遺跡、トーチカ、標的、津波石、漁労小屋群、集落址（サンゴの石組み）、マゲシカなど貴重な自然、歴史・文化的遺産があります。

これら、馬毛島が持つ貴重な自然、歴史・文化的遺産の保護・継承についてどう考えるか、見解を伺います。

1. 馬毛島における施設整備に当たっては、環境影響評価を実施するなど、関係法令等に基づき、適切に対応してまいります。
2. いずれにせよ、防衛省としては、我が国の安全保障のため、必要な自衛隊施設を整備させていただきたいと考えておりますが、そのためには、地元の御理解と御協力が重要であると認識しています。
今後、地元の皆様の様々な思いをしっかりと受け止めながら、丁寧に対応してまいります。

4 地元の理解について

国と地方公共団体の関係性及び国が専権的（地元の頭越し）にFCLP施設を設置できる根拠について問います。

我が国の領土において、米軍施設でも自衛隊施設でもない場所への米軍訓練施設設置は、国政の重要事項です。

憲法第41条は国会が唯一の立法機関であると規定する中、新たな基地をどこにどのような条件で設置するかは、国会での審議を経て「法律」の制定が必要となる事項ではないでしょうか。

また、憲法第92条は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は「法律」で定めることを規定しています。言うまでもなく、FCLP施設は自治体の権限を制限します。「法律」の制定など民主的な手続きが必要ではないでしょうか。見解を伺います。

1. 憲法第41条及び第92条の解釈について、防衛省の立場からお答えすることは差し控えます。
2. 防衛省としては、我が国の安全保障のため、馬毛島の用地取得、日米間の調整等を行った上で、馬毛島に米軍のFCLPに活用可能な自衛隊施設を整備させていただきたいと考えております。そのためには、地元の御理解と御協力が重要であると認識しており、影響を受ける関係地方公共団体に対し、丁寧に説明を行うこととしています。
3. 一方、このような事務については、防衛省設置法第4条に規定する所掌事務として実施をしているところであり、防衛省としては新たな法律を定める必要があるとは考えておりません。